

「秋田県第9期介護保険事業支援計画・第10期老人福祉計画（素案）」 に関する意見募集の結果について

県では、高齢者の介護サービスと福祉の充実を図るため、計画期間を3年とした介護保険事業支援計画・老人福祉計画の策定に取り組んでいます。

計画の策定にあたり、「秋田県第9期介護保険事業支援計画・第10期老人福祉計画（素案）」を公表し、県民の方々から意見を募集した結果は次のとおりでした。貴重な意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた意見は本計画や今後の高齢者施策等の参考とさせていただきます。

1 意見募集の期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月24日（水）まで

2 意見の状況

意見書の数（実数） 4通（電子メール4通）

具体的な意見の数 24件

3 お寄せいただいた意見と県の考え方・対応

（※意見書の受領順に掲載しています）

番号	意見の概要	県の考え方・対応
1	p68の未届けの有料老人ホームに関して、届出されている有料老人ホーム名を公表するなど、県民に対する情報提供が必要ではないか。（もし、公表している場合は、その旨も計画に記載してはどうか。）	届出されている有料老人ホームについては、施設名等を県のウェブサイトで公表しています。ご意見を踏まえてその旨を計画に追記します。
2	p73の「被害の未然防止と防犯意識の高揚」に関して、防犯意識の高揚だけでなく、郵便局や銀行等の金融機関、コンビニエンスストアなど、実際に金銭の支払いに利用される機関に対する啓発活動なども必要ではないか。（この内容は地域安全ネットワークを活用した情報発信活動の中に含まれているのか。）	本県では、高齢者の特殊詐欺被害防止等のため、金融機関又はコンビニエンスストアから構成される各防犯関連の協議会等を通じて情報提供を行っているほか、窓口での声掛けや訓練、不審な取引を見つけた際の積極的な通報への協力をお願いしています。 引き続き、関係機関との連携のもと、被害防止に向けての取組を行うとともに、地域住民の皆様の防犯意識の高揚に努めます。 （p73の該当箇所の記載を一部修正します。）
3	p98の施設サービスの充実に関して、施設で亡くなる方が増加している現状を考えると、施設での終末期の迎え方、本人の意思や人権を尊重したACPの普及やそれに対応した施設サービスの向上などの取組も必要ではないか。	p54に記載したとおり、介護老人保健施設や老人ホーム等で亡くなる方の割合が増加傾向にあり、医療機関以外での看取りニーズが拡大してきていることから、県としても関係機関と連携して、ACPに関する協議の場や研修会の開催等により普及啓発を行います。

番号	意見の概要	県の考え方・対応
4	<p>p105 の災害時の取組に関して、BCP や避難確保計画を策定していない施設に対して、作成を促すだけでなく、作成を支援する取組が必要ではないか。</p> <p>また、訓練の実施については、県の災害訓練なども活用し、施設だけではなく市町村や医師会、医療機関など関係機関とも連携した訓練の実施が必要ではないか。</p>	<p>BCP の策定については、今年度末で経過措置が終了するため、第8期計画期間中に策定する必要があります。このため、第9期計画には作成支援の取組は記載しませんでした。事業所に対しては、研修会の案内や作成の手引きの紹介などを行っています。</p> <p>訓練の実施については、先進的な取組事例等について調査・研究を行います。</p>
5	<p>本県は、入所・居住系サービスの需要が高いが、その理由を分析した上で具体的な対応策を考える必要があるのではないか。</p>	<p>本県において入所・居住系サービスの需要が高い理由としては、全国に比べて入所・居住系の施設が充実しており、施設入所を選択しやすい環境にあること等が主な要因と考えています。</p> <p>近年は、介護老人福祉施設の待機者数が減少傾向にあり、ショートステイの利用者数も減少しているなどトレンドに変化が見られますので、状況を注視した上で、保険者（市町村等）の取組に対する支援を行います。</p>
6	<p>図表 3-2 と図表 3-3 が同じものになっている。図表 3-3 は誤りではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、図表 3-3 が誤っていますので、県のウェブサイトの掲載データを正しい表に差し替えました。（令和6年1月10日）</p>
7	<p>第5章の「地域の見守り体制の構築」「行方不明高齢者対策」に関する具体的な取組として、認知症高齢者を抱える家族等に対するGPS貸出制度の導入や、認知症高齢者事前登録制度等の広報啓発活動について、検討をお願いしたい。</p>	<p>認知症高齢者を見守りに関する事業は、市町村の地域支援事業により実施することが可能であり、県も事業費の一部を負担しています。</p> <p>地域支援事業は、各市町村が地域の実情に合わせて事業内容を決定することになっており、令和5年12月末現在、GPS貸出制度を導入している市町村はありませんが、見守りシール等を活用した見守り事業を22市町村が実施し、629名の方が利用しています。</p> <p>今後も、必要な情報を認知症の人やその家族に周知するよう市町村に助言するとともに、ICTを活用した先進事例の情報提供などを通じて市町村の見守り体制の強化を支援します。</p>
8	<p>県内ではショートステイの利用者が多いが、ショートステイにはリハビリ専門職の配置が義務化されておらず、長期入所時の心身機能の低下のリスクが高い。</p> <p>一方、介護老人保健施設は、常勤のリハビリ専門職や医師、看護師も比較的多く常駐</p>	<p>p129【図表 8-4】介護保険施設の種類毎の必要入所定員総数については、令和5年12月時点の各市町村からの回答の積み上げ結果による暫定値であり、今後追加調査等を行った上で決定することになります。</p> <p>県としては、医療的ケアの必要度が高い要介護</p>

番号	意見の概要	県の考え方・対応
	<p>していることから、老人保健施設の定員を増やして、そちらに待機者を誘導した方が心身機能の低下を防ぐとともに限られた介護人材を有効活用できるのではないかと。整備計画を見るとショートステイは若干の増加を見込んでいるものの、老人保健施設については増床の見込みがないことについてどう考えているか。</p>	<p>高齢者を医療と介護で支える施設として、介護老人保健施設や介護医療院の役割は重要と考えており、地域の実情や需給動向等を踏まえて、施設整備を進めます。</p> <p>また、介護老人保健施設と連携した通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションなどの居宅サービスについても、利用者のニーズに見合ったサービス量の確保に努めるとともに、地域リハビリテーション支援体制を整備し、市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化を図ります。</p>
9	<p>p5の老人福祉圏域について、3つの圏域にすることに賛同できない。これまでの8圏域は残した上で医療計画との整合性を持たせればよいと思う。介護は地理的、交通事情など含めたきめ細かな計画を持つ方がよりベターであり現実的。とりわけ訪問介護等、在宅や地域密着で実施される介護の性質上合併前の69市町村圏域規模なら、さらにきめ細かな安全、安心の介護計画になると思われる。</p>	<p>老人福祉圏域の設定については、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、医療保健福祉計画の二次医療圏と一致させることとされていることから、3圏域に変更になったものです。</p> <p>県が策定する介護保険事業支援計画では、医療保健福祉計画と整合を図りながら、老人福祉圏域ごとにサービス見込量や目標量等を定めませんが、各保険者（市町村等）が策定する介護保険事業計画については、これまでと同様に保険者ごとに地域の特性を踏まえたきめ細かい計画となりますので、老人福祉圏域が3圏域となることによって、サービスの低下につながることはないと考えています。</p>
10	<p>p12の高齢者世帯の推移について、全世帯の中の高齢者夫婦、単独世帯数やその割合、推計は分かるが、世帯の介護力や所得に応じた介護利用能力に注目した分析も記載いただきたい。</p>	<p>図表2-5の出典元である国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」については、令和2年国勢調査に基づく推計が令和6年度中に公表される見込みとなっています。本計画は、現時点で県が把握しているデータをもとに策定していますが、計画策定後も引き続き情報収集に努め、必要な分析を行います。</p>
11	<p>p14の要支援・要介護認定者数について、平成27年度以降、認定者の総数に大きな増加がない一方で、要介護5が平成24年度から令和5年度までに2,280人(▲25%)減少していることについて、要因が分かっ</p>	<p>要介護5の方の減少については、全国でも同様の傾向が見られます。複数の要因があると思いますが、要因の一つとして、健康寿命が伸びていることが考えられます。平成24年度に新規で要支援・要介護の認定を受けた方のうち要介</p>

番号	意見の概要	県の考え方・対応
	<p>ているのであれば記載いただきたい。</p>	<p>護5の方は1,157人いましたが、令和4年度は785人と減少しています。</p> <p>また、要支援1・要支援2の方は増えていますので、介護度が低いうちに要介護認定を受けられる方が増えているものと考えられます。</p>
1 2	<p>p20の介護サービス事業所の推移について、サービス事業所が減少している。サービスを受けられない事態が生じないよう原因と対策について記載が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり令和3年度以降、介護サービス事業所は微減傾向にあります。訪問介護等について既存事業所のサテライト化による合併が増えてきているほか、コロナ禍を理由とした廃止も一定程度確認されています。また、人材不足を理由とした廃止も増えてきていることから、第6章に記載したとおり、「介護人材の確保・育成と介護現場の革新」を施策の柱にして、取り組みます。</p>
1 3	<p>p24の施設サービスの利用者について、平成24年度までは計画期間中に500名程度の伸びがあったが、平成27年度以降はほぼ横ばいとなっている。この要因について記載いただきたい。</p>	<p>高齢化が急速に進んでいる段階にあつては、介護保険施設を新たに増やす必要があるため、これに連動して施設サービス利用者も増えていましたが、平成27年度以降については、各保険者（市町村等）において、高齢者数のピークアウトを見据えて、地域密着型サービスなどにより対応していることが主な要因と考えています。</p>
1 4	<p>p26の介護サービスの利用実績（計画との対比）について、施設サービスでは対計画比95%、居住系サービスで86%と計画を大幅に下回っており、給付費総計では計画比93%となっているが、要因の分析が必要ではないか。</p>	<p>計画値については、各保険者（市町村等）が介護保険事業計画において算定した計画値の積み上げとなっています。一般的には、計画値を上回る実績値となった場合、財源が不足する事態となるため、各保険者は不足が生じないように計画値を推計して介護保険事業計画を策定します。第8期計画期間中は、コロナ禍による影響も一定程度あったことも実績値が減少した理由の一つと史料しますが、給付費総額の計画比が令和3年度：94.8%、令和4年度：92.6%というのは、第6期計画平均：93.5%、第7期計画平均：94.4%と比較して、特に計画比が低いわけではないと考えています。</p>
1 5	<p>p29のサービスの種類別の介護給付費の全国比較について、本県の特徴としてショートステイが全国比で特筆して多いが、特養など利用者の所得に見合った施設整備が</p>	<p>p21の図表3-5に介護サービス事業所数（人口10万人当たり）に記載したとおり、本県では全国と比較して、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービスが充実しています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方・対応
	遅れていること、他の施設では利用料が高く利用できないのではないかと。要因について記載していただきたい。	特に介護老人福祉施設については、全国で2番目に人口当たりの施設数が多い水準となっています。 ショートステイが多い理由としては、ショートステイは老人福祉圏域ごとの総量規制の対象外となっているため、平成23年度頃までの間に、多くのショートステイが設立されたことが要因の1つと考えられます。
16	p32の人口構造について、「2040年には高齢者1人を生産年齢人口0.9人で支える構造となります」との表現があるが、何をもって支えるというのか。介護をはじめ、子育てなど社会保障財源を議論する場合、単純な図式では説明できないはずであり、高齢者が増えたことを理由に介護給付の削減や介護保険料の引き上げを我慢させようとする記述とも捉えられかねないため、改めていただきたい。	ご指摘のとおり、地域共生社会を実現するためには、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて重層的に支え合う社会に転換する必要があると考えていますので、記述内容については、変更する方向で検討します。
17	p37の介護人材の確保・育成と介護現場の革新について、介護のイメージアップを図る前提要件として介護現場の現在の人手不足や低賃金構造を抜本的に改善する取り組みが必要であることをしっかり表明していただきたい。そして県の単独事業として介護職員の処遇改善実施を実現していただきたい。東京都では単独事業として介護職員給与改善（一人当たり月額1万円～2万円）を実施する予定であり、このままでは介護職員が関東圏に流出することも考えられる。	県ではこれまでも国に介護報酬の抜本的改定を行うよう要望してきたところであり、このほど、月額6千円相当の賃金引き上げのための措置が講じられたほか、令和6年度介護報酬改定率は1.59%増となり、処遇改善加算の見直しも行われています。県としては、事業者に処遇改善に関する加算取得に向けた働きかけを行い、処遇改善を推進します。 また、人材不足は必ずしも賃金だけが原因ではないことから、まずは介護職を選択していただけるよう介護のイメージアップに取り組んでいくこととしています。
18	p37の介護人材の確保・育成と介護現場の革新について、コロナ罹患した利用者が施設内での療養や治療を余儀なくされた現実を踏まえた人材確保や育成についても記述が必要ではないか。	感染症への備えについては、第7章（p105～106）に記載していますが、感染制御の専門家の派遣体制の整備や平時からの研修会の実施などにより、各施設の感染症対応力のレベルアップを図ることとしています。 また、災害等を含む有事の対応については、業務継続計画（BCP）の策定や、関係団体と連携した介護職員の応援派遣体制の整備に努めることとしています。

番号	意見の概要	県の考え方・対応
19	p37の介護保険制度の安定性・持続可能性の確保について、「今後の介護サービスの需要増加に伴い、介護給付費は増大し、その結果、介護保険料の水準も上昇していくことが予想されます。」としているが、第8期計画の利用者と給付の実績は給付費で93%弱となっている。この要因分析を踏まえた記載必要ではないか。	本県では、高齢者数は減少に転じていますが、後期高齢者数はまだ増加段階にあることから、第9期計画期間中は介護需要が増加するものと考えています。また、介護報酬全体で1.59%のプラス改定となったことも介護保険料の積算に影響しますので、一般的に介護保険料の水準は上昇する傾向にあるものと考えています。ただし、地域によって高齢化の進展状況・サービスの利用状況・財政状況などが異なるため、保険者（市町村等）によっては、介護保険料が上がらないところもある可能性があります。
20	第5章、第6章、第7章の各節ごとに現状と課題、今後の取り組みが記載されているが、第8期計画での取組の総括を記載していただきたい。	現状の欄は、第8期計画での取組状況を踏まえて記載しています。なお、第8期計画の取組結果については、実績がまとまり次第、県のウェブサイトで公表する予定です。
21	p82の介護人材の現状と需給推計について、図表6-2、図表6-3の計算方法を明示していただきたい。	需給推計は、厚生労働省から提供された「介護人材受給推計ワークシート」により計算しています。計画に計算方法を追記します。 需要推計 「県内の保険者（市町村等）が見込んだ将来の介護サービス等利用者数に、利用者100人当たりの介護職員の配置率を乗じて推計」 供給推計 「離職率、介護分野への再就職率、入職者数それぞれの見込を基に推計」
22	p128の施設サービスの見込量について、各市町村の現状のサービス利用者数の実績をもとに適正量を見込むとしているが、介護老人福祉施設が令和8年度で増員63人、介護老人保健施設が減員6人、介護医療院が増員50人の計画となっており、合計でも107名、年平均30名の増にとどまっている。令和4年度の本県の介護老人福祉施設の待機者数は6,120人（内在宅は3,356人）と発表しているが、この実態が改善に向かうよう定員増をしなければならないのではないか。	第8章に記載しているサービス見込量については、令和5年12月時点の各市町村からの回答の積み上げ結果であり、今後追加調査等を行った上で決定することになります。 本県の人口構造を踏まえると、大半の市町村において、介護需要のピークアウトを見据えた施設整備を行う必要があることから、大規模な介護老人福祉施設等を増やすのではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービスの整備を進めることが重要と考えています。 なお、ご指摘のあった介護老人福祉施設の待機者数については、将来的に介護度が高くなったら入所したいという方や、既に他の施設に入所

番号	意見の概要	県の考え方・対応
		<p>しており介護老人福祉施設に入所する意思がなくなった方なども一定数含まれているため、留意が必要です。</p>
2 3	<p>p132 の給付費見込額では第 8 期より第 9 期が低下しており、実績はさらに下がっているため、第 9 期の介護保険料は上げないようにはしていただきたい。</p>	<p>第 8 章に記載しているサービス見込量については、国の最新の人口推計や介護報酬改定率等が公表される前の暫定値であり、現在、保険者（市町村等）において再計算が行われているところです。</p> <p>介護保険料については、介護給付費の見込み等をもとに保険者が決定することになりますので、県としても必要に応じて助言等を行います。</p>
2 4	<p>介護保険料は標準 9 段階を 13 段階にするだけでは引き上げを被保険者の中で負担の押し付け合いになるだけである。抜本的には介護保険制度の介護保険料の算出方法に問題があるので、国庫負担をもっと引き上げるよう国に要望する県の姿勢を示していただきたい。</p>	<p>国庫負担の引き上げについては、これまでも国に対して要望しているところですが、引き続き要望します。</p>